

「医療費のお知らせ」をお送りします

1. 送付時期：平成 30 年 1 月下旬
2. 送付先：お勤め先の事業所
(任意継続被保険者の方はご自宅)
3. 対象期間：平成 29 年 1 月診療分～10 月診療分

診療費の請求が健康保険組合に届くのは、受診月から早くも 2 か月後になります。(平成 29 年 10 月診療分が届くのは平成 29 年 12 月) このため、発行時期の関係上、10 月診療分までの記載になります。

内容をご確認いただき、ご不明な点がありましたら当健康保険組合(給付課)までお問い合わせください。

TEL 03-3861-1853

「医療費のお知らせ」を医療費控除の申告手続きで 使用することができるようになりました

平成 29 年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続きが、従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、医療費等の明細書(「医療費のお知らせ」)を添付する方式に改められました。

対象：平成 29 年 1 月診療分以降の確定申告書を平成 30 年 1 月 1 日以降に申告する場合から

※「医療費のお知らせ」の原本を提出することになりますので、大切に保管していただきますようお願いいたします。なお、再発行はできませんので、確認等で必要な場合は予めコピーをとる等のご対応をお願いいたします。

「医療費のお知らせ」を使用する際の注意事項

- ・ 11 月以降の診療や請求が遅れているもの等、記載されていないものがある場合
- ・ あなたが窓口を支払った額と実際に負担した額が異なる場合(公費負担医療、地方自治体の助成がある等)
- ・ 差額ベッド代等の保険診療外の医療費や市販薬の購入費、交通費等、「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費等を申告する場合
- ・ 「医療費のお知らせ」に記載されている医療費に未払いがある場合



領収書に基づいて作成した
明細書を申告書に添付
(領収書は 5 年間保存)

・ 柔道整復療養費について、医療機関名称欄には、施術を受けた接骨院等が委任した支払先名称が記載されている場合があります。

医療費控除の申告に関することは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

《国税庁ホームページは[こちら](#)から》